

小牧市起業・会社設立支援補助金

小牧市内で新たに会社を設立する方に対し、会社設立までに要する費用の一部を補助します。

1 補助対象者

新たに会社を設立する方で次の要件を全て満たす方です。

- (1) 市内に本店所在地を置く方
- (2) 市内に事業所を有する者又はその予定がある方
- (3) 次に掲げる業種以外の業種を営む者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種
 - イ 消費者金融業
 - ウ ギャンブルに係る業種
- (4) 会社の代表者に市税の滞納のない方

2 補助対象経費

- (1) 定款の認証に必要な費用
- (2) 登記申請に係る費用
- (3) 会社設立に係る司法書士等の報酬等の費用

3 補助金額

補助対象経費×1/2

※ 限度額は20万円とします。

※ 100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。

申請から交付の流れ

① 交付申請書の提出

登記事項証明書の会社成立の年月日から起算して30日以内に小牧市起業・会社設立支援補助金交付申請書(様式第1)に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・登記事項証明書の写し
 - ・申請日以前 1 年間に於いて納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
 - ・補助対象経費の領収書の写し
 - ・本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し
 - ・小牧市起業・会社設立支援補助金交付請求書(様式第3)
- ※審査前のため請求日は空欄

② 小牧市から申請者宛に小牧市起業・会社設立支援補助金交付決定通知書を送付します

③ 補助金交付

※ 補助金の交付を受けられた事業所は1期分の決算書を各決算終了後、速やかに市役所商工振興課へ提出していただく必要があります。

<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
〒485-8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112